

◆ 「中山間地域等における小規模事業所の評価」の対象となる地域

⇒ 表中、①・②・③・④に該当する地域(⑤・⑥に該当する地域を除く)

(注)表中、⑤・⑥の地域は、訪問介護事業所における特別地域訪問介護加算の算定対象(訪問看護、訪問入浴等においても同様)となる地域である。

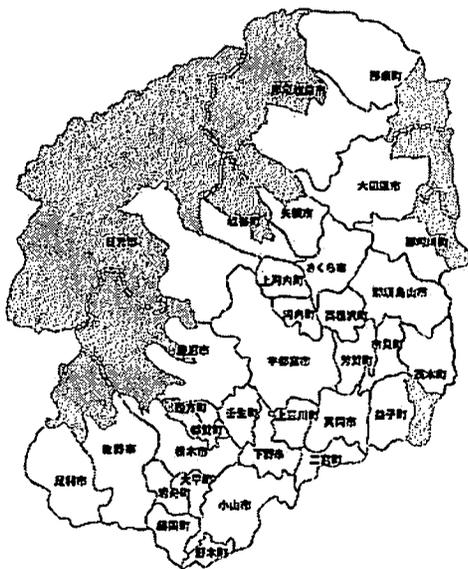
◆ 「中山間地域等に居住する者にサービス提供した事業所の評価」の対象となる地域

⇒ 表中、①～⑤に該当する地域

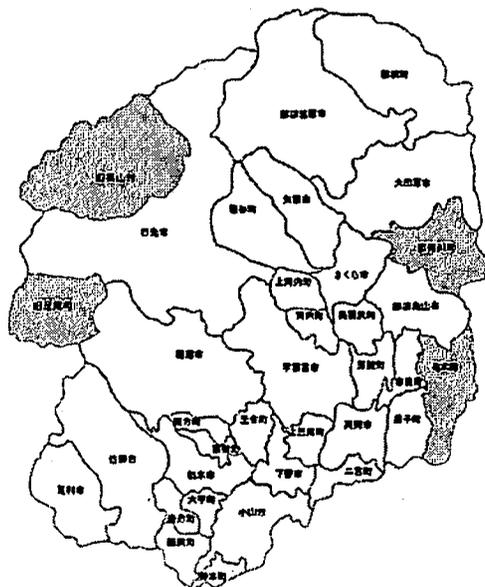
※ 各法令による指定等の詳細については、各市町へ確認してください。

《 特定地域位置図 》(振興山村、過疎地域、豪雪地帯)

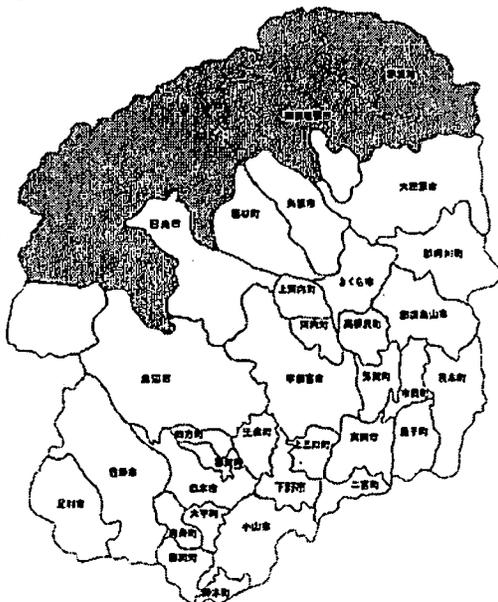
●振興山村地域(11市町村27地域)



●過疎地域(3市町村4地域)



●豪雪地帯(3市町村6地域)



介護報酬改定に伴う今後の対応について

○平成 21 年度からの介護報酬改定に伴い、今後国から、算定上の取扱い等を定めた報酬告示留意事項通知等が発出される予定です。

栃木県等では、これらの情報について、県等のホームページ上で随時提供いたしますので、定期的に確認するようにしてください。

○また、介護報酬の改定に伴い、各事業所は「介護給付費算定に係る体制等に関する届出」（通称“体制届”）を提出する必要があります。

通常、届出の提出期限は、居宅サービス等においては算定月の前月 15 日までに、施設サービス等においては算定月の初日までとされているところです。

しかしながら、今回の介護報酬改定に伴う事務量の増大等も想定されることから、上記届出の提出期限については弾力的に設定することとします。

○具体的には、今回の報酬改定にかかる体制届の提出期限を 4 月 15 日頃を目安に設定することとします。

届出に関する内容が確定次第、県等から案内通知を送付するとともに、届出様式等を県等のホームページ上に掲載する予定ですので、その際は確認をお願いします。

なお、提出に当たっては、原則郵送により提出してください。また、郵送の際の封書には「体制届」と朱書きしてください。

【ホームページアドレス】

■栃木県

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/welfare/kourei-sha/kaigohoken>

◇ テーマから探す>福祉・医療>高齢者>介護保険

■宇都宮市

<http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/fukushi/kaigohoken>

◇ 分野別でさがす>福祉>介護保険

(指定基準に係るその他の主な見直しの内容)

1. 訪問介護

- サービス提供責任者の配置に関する規定を以下のように改める。
 - ① 指定訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等であって専ら指定訪問介護の職務に従事するもののうち事業の規模に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としなければならないこと。
 - ② 常勤職員を基本としつつ、非常勤職員の登用を一定程度可能とすること。
 - ③ 居宅サービス基準上、1人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない事業所においては、原則として1人分のみの常勤換算を可能とすること。
 - ④ あわせて、居宅サービス基準上、5人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない事業所については、当該事業所におけるサービス提供責任者の3分の2以上を常勤者とするものとする。
 - ⑤ この場合の非常勤のサービス提供責任者については、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数の2分の1に達していること。
- ※ 介護予防訪問介護についても同様の改正を行う。

2. 居宅療養管理指導

- 看護職員による居宅療養管理指導に関する基準を追加し、訪問看護ステーションからも看護職員による居宅療養管理指導を行うことができることとする。

3. 通所介護

- 指定療養通所介護事業所の利用定員を「5人以下」から「8人以下」に改める。
- 指定療養通所介護を行うための専用の部屋の面積を「8平方メートルに利用定員を乗じた面積以上」から「6.4平方メートルに利用定員を乗じた面積以上」に改める。

4. 通所リハビリテーション

- 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・看護師・准看護師・介護職員（以下「PT等」という。）の配置に関する規定を以下のように改める。
 - ① 利用者が10人までは1人とし、10人を超える場合は、常勤換算方法で10：1以上確保されていること。
 - ② そのうち、専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、常勤換算方法で、利用者が100人又はその端数を増すご

とに1人以上確保されること。

＜指定通所リハビリテーションが診療所である場合＞

- ① 利用者が10人までは1人とし、10人を超える場合は、常勤換算方法で10：1以上確保されていること。
- ② そのうち、専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに1年以上従事した経験を有する看護師が、常勤換算方法で、0.1人以上確保されること。

※ 介護予防通所リハビリテーションについても同様の改正を行う。

5. 短期入所療養介護

- 診療所の一般病床のうち、面積や人員配置等の要件を満たすものについて短期入所療養介護の実施を可能とする指定基準の見直しを行うとともに、基準適合診療所である指定短期入所療養介護事業所に係る人員基準等に係る条項（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準附則第5条）を削除する。

6. 小規模多機能型居宅介護

- 宿泊サービスの利用者がいない場合には、夜間及び深夜の時間帯に係る小規模多機能型居宅介護従事者を置かないことができることとする。
 - 居間及び食堂の面積を「3平方メートルに通りサービスの利用定員を乗じた面積以上」から「機能を十分に発揮し得る適当な広さ」に改める。
- ※ 介護予防小規模多機能型居宅介護についても同様の改正を行う。

7. 夜間対応型訪問介護

- オペレーターの資格要件に、准看護師及び介護支援専門員を追加する。
- 日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者の指定を併せて受けて、一体的に運営する場合、夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、指定訪問介護事業所の職務に従事することを可能とする。

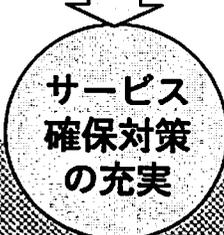
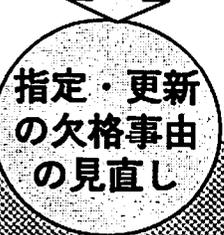
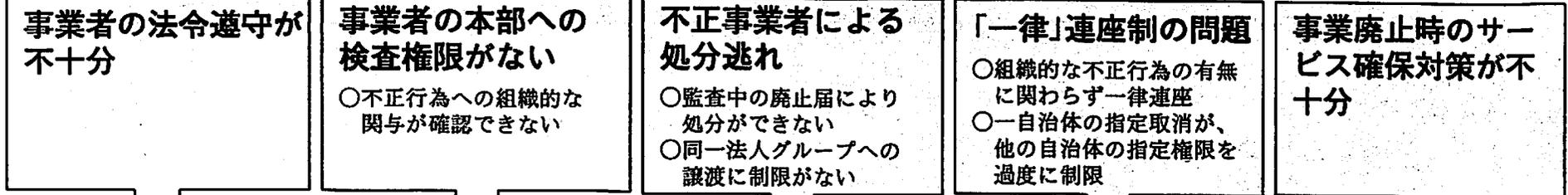
8. 介護老人保健施設

- 常勤換算方法で、入所者の数を100で除して得た数以上置かなければならないこととされている「理学療法士又は作業療法士」について、「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。
- 支援相談員について、「入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上」から「1以上（入所者の数が100を超える場合にあっては、常勤の支援相談員1名に加え、常勤換算方法で、100を超える部分を100で除して得た数以上）」に改める。

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律の概要

介護サービス事業者の不正事案の再発を防止し、介護事業運営の適正化を図るため、法令遵守等の業務管理体制整備の義務付け、事業者の本部等に対する立入検査権の創設、不正事業者による処分逃れ対策など、所要の改正を行う。

(業務中の管理体制) → (監査指導時) → (監査中の事業廃止等) → (指定・更新時) → (廃止時のサービス確保)



- | | | | | |
|--|--|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○新たに事業者単位の規制として法令遵守の義務の履行が確保されるよう、業務管理体制の整備を義務付け等 ○事業者の規模に応じた義務とする | <ul style="list-style-type: none"> ○不正行為への組織的な関与が疑われる場合は、国、都道府県市町村の事業者の本部への立入検査権を創設 ○業務管理体制に問題がある場合は、国、都道府県、市町村による事業者に対する是正勧告・命令権を創設 | <ul style="list-style-type: none"> ○事業所の廃止届を事後届出制から事前届出制へ。また、立入検査中に廃止届を出した場合を指定・更新の欠格事由に追加等 ○指定取消を受けた事業者が密接な関係にある者に事業移行する場合について、指定・更新の欠格事由に追加 | <ul style="list-style-type: none"> ○いわゆる連座制の仕組みは維持し、不正行為への組織的な関与の有無を確認し、自治体が指定・更新の可否を判断 ○広域的な事業者の場合は、国、都道府県市町村が十分な情報共有と緊密な連携の下に対応 | <ul style="list-style-type: none"> ○事業廃止時のサービス確保に係る事業者の義務を明確化 ○事業者がサービス確保の義務を果たしていない場合を、勧告・命令の事由に追加 ○行政が必要に応じて事業者の実施する措置に対する支援を行う |
|--|--|---|---|--|

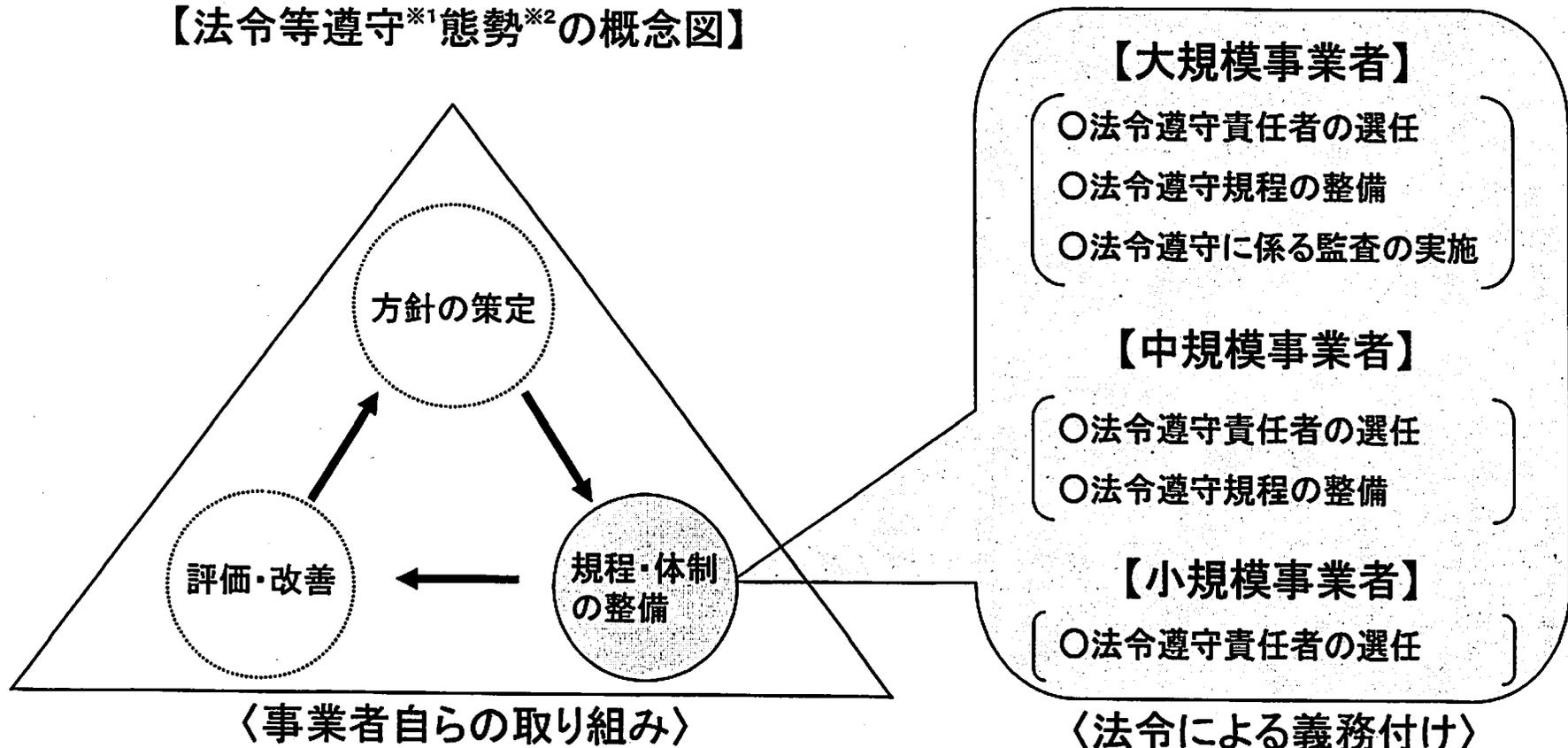
施行期日：平成21年5月1日(政令事項)

業務管理体制の整備

法令遵守の義務の履行を確保するため、業務管理体制の整備を義務付けることにより、指定取消事案などの不正行為を未然に防止することにより、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図る。

(注) 業務管理体制は、事業者自ら組織形態に見合った合理的な体制を整備するものであり、事業者の規模や法人形態等により異なることに留意する。

【法令等遵守^{*1}態勢^{*2}の概念図】



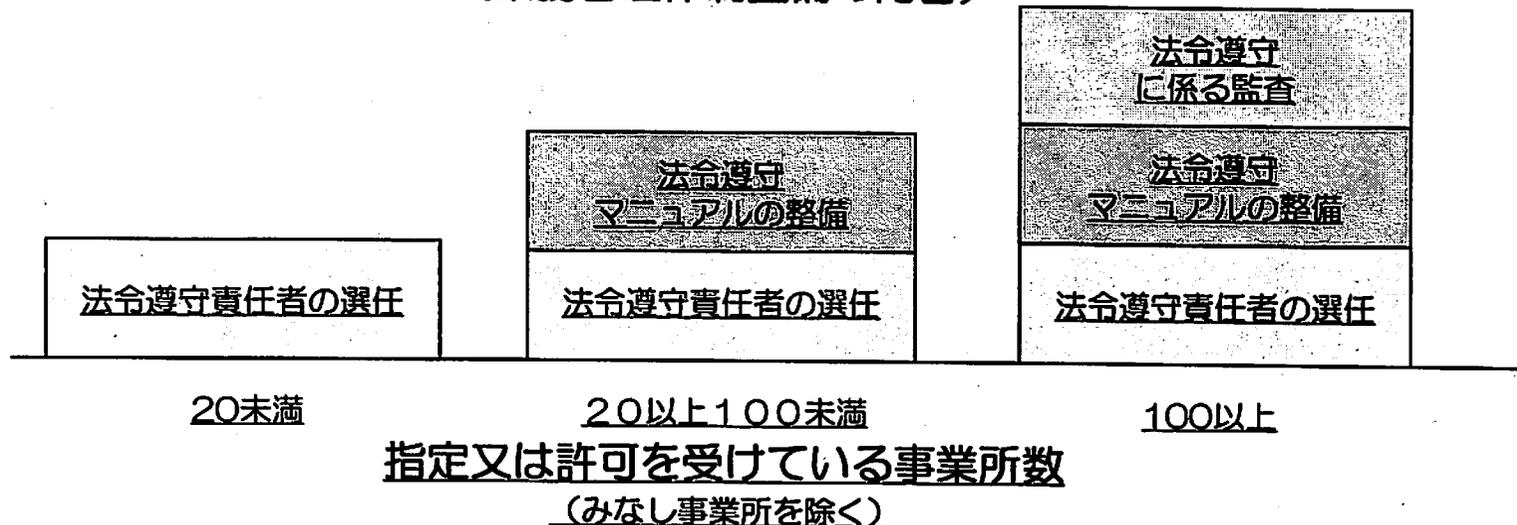
※1 法令等遵守とは、単に法令や通達のみを遵守するのではなく、事業を実施する上で必要な法令の目的(社会的要請)や社会通念に沿った適応を考慮したもの。

※2 「態勢」とは、組織の様式(体制)だけでなく、法令等遵守に対する姿勢や体制づくりへの取組みを指している。

業務管理体制の整備

○ 法令遵守の義務の履行を確保するため、業務管理体制の整備を義務付けることにより、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図る。

(業務管理体制整備の内容)



届出先

区分	届出先
① 指定事業所又は施設が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働大臣
② 地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内に所在する事業者	市町村長
③ ①及び②以外の事業者	都道府県知事

※業務管理体制の最初の届出は、施行後半年以内に行うこととする。

注) みなし事業所は、病院等が行う居宅サービス(居宅療養管理指導、訪問看護及び訪問リハ)であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所のこと。

通知の改正内容(概要)

事務手続・書類	該当するサービス	改正内容
リハビリテーション マネジメント加算	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問(予防)リハビリテーション ・通所リハビリテーション ・老人保健施設 ・介護療養型医療施設 	<ul style="list-style-type: none"> ① リハビリテーション実施計画書に相当する内容を各サービス計画(訪問リハビリテーション計画等)に記載する場合は、その記載をもってリハビリテーション実施計画書に代替することができることとする。 ② 各サービスの運営基準によって作成することが義務付けられている「サービスの提供の記録」において、リハビリテーションマネジメント加算の要件となっている「定期的な記録」に相当する内容を記録する場合は、その記録とは別に、リハビリテーションマネジメント加算の算定のためにサービスの提供の経過を定期的に記録する必要はないものとする。 ③ ケアマネジメントに関わる情報の提供に係る文書については、リハビリテーション実施計画書及び各サービスの運営基準によって作成することが義務付けられている「サービスの提供の記録」の写しでも差し支えない。
栄養マネジメント 加算	<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護 ・通所リハビリテーション ・認知症対応型通所介護 ・老人保健施設 ・老人福祉(地域密着型)施設 ・介護療養型医療施設 	<ul style="list-style-type: none"> ① 栄養ケア計画に相当する内容を各サービス計画(通所介護計画等)に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画に代替することができることとする。 ② 各サービスの運営基準によって作成することが義務付けられている「サービスの提供の記録」において、栄養マネジメント加算の要件となっている「定期的な記録」に相当する内容を記録する場合は、その記録とは別に、栄養マネジメント加算の算定のためにサービスの提供の経過を定期的に記録する必要はないものとする。 ③ 栄養ケア提供経過記録の様式例廃止 ④ 栄養スクリーニング、栄養アセスメント、栄養ケア計画、栄養ケアモニタリングの様式例を簡素化
経口移行・経口維持 加算	<ul style="list-style-type: none"> ・老人保健施設 ・老人福祉(地域密着型)施設 ・介護療養型医療施設 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経口移行計画又は経口維持計画に相当する内容を各サービス計画(施設サービス計画等)に記載する場合は、その記載をもって経口移行計画又は経口維持計画に代替することができることとする。
口腔機能向上加算	<ul style="list-style-type: none"> ・通所(予防)介護 ・通所(予防)リハビリテーション ・認知症対応型(予防)通所介護 	<ul style="list-style-type: none"> ① 口腔機能改善管理指導計画に相当する内容を各サービス計画(通所介護計画等)に記載する場合は、その記載をもって口腔機能改善管理指導計画に代替することができることとする。 ② 各サービスの運営基準によって作成することが義務付けられている「サービスの提供の記録」において、口腔機能向上加算の要件となっている「定期的な記録」に相当する内容を記録する場合は、その記録とは別に、口腔機能向上加算の算定のためにサービスの提供の経過を定期的に記録する必要はないものとする。 ③ 口腔機能スクリーニングの様式例廃止 ④ 口腔機能アセスメント、口腔機能改善管理指導計画・管理指導計画、モニタリングの様式例を簡素化

事務負担の軽減について

事務手続・書類	該当するサービス	改正内容
個別機能訓練加算	<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護 ・認知症対応型(予防)通所介護 ・特定(予防・地域密着型)施設 ・老人福祉(地域密着型)施設 	<p>○ 個別機能訓練計画に相当する内容を各サービス計画(通所介護計画等)に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画に代替することができることとする。</p>
リハビリテーション機能強化加算	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所(予防)療養介護 	<p>○ リハビリテーション実施計画に相当する内容を短期入所(予防)療養介護計画に記載する場合は、その記載をもってリハビリテーション実施計画に代替することができることとする。</p>
運動器機能向上加算	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防通所介護 ・介護予防通所リハビリテーション 	<p>① 運動器機能向上計画に相当する内容を各サービス計画(介護予防通所介護計画等)に記載する場合は、その記載をもって運動器機能向上計画に代替することができることとする。</p> <p>② 各サービスの運営基準によって作成することが義務付けられている「サービスの提供の記録」において、運動器機能向上加算の要件となっている「定期的な記録」に相当する内容を記録する場合は、その記録とは別に、運動器機能向上加算の算定のためにサービスの提供の経過を定期的に記録する必要はないものとする。</p>
訪問(予防)看護報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護 ・介護予防訪問看護 	<p>○ 訪問看護報告書については、訪問看護計画書の記載と重複する箇所の記載は省略して差し支えないものとする。</p>
居宅サービス計画	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援 	<p>○ 第5表の「サービス担当者に対する照会(依頼)内容」を削除し、サービス担当者会議を開催しない場合や会議に出席できない場合にサービス担当者に対して行った照会の内容等については、第4表に記載することとするが、他の書類等により必要事項が確認できる場合は、第4表への記載を省略して差し支えないこととする。</p>
施設サービス計画	<ul style="list-style-type: none"> ・老人保健施設 ・老人福祉施設 ・介護療養型医療施設 	<p>○ 第6表の「サービス担当者に対する照会(依頼)内容」を削除し、サービス担当者会議を開催しない場合や会議に出席できない場合にサービス担当者に対して行った照会の内容等については、第5表に記載することとするが、他の書類等により必要事項が確認できる場合は、第5表への記載を省略して差し支えないこととする。</p>
住宅改修における事前申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修 	<p>○ 理由書及び申請書については、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の記載と重複する箇所の記載は省略して差し支えないものとする。</p>
訪問(予防)介護の指定申請書類(サービス提供責任者の経歴に係る部分)	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・介護予防訪問介護 	<p>○ サービス提供責任者のうち、介護福祉士、介護職員基礎研修修了者又は訪問介護員養成研修1級課程修了者の経歴については、介護福祉士登録証の写し、基礎研修修了の証明書(又は1級課程修了の証明書)の写しで足りるものとする。</p>

通知の改正内容(概要)

事務手続・書類	該当するサービス	改正内容
栄養マネジメント加算に関する様式例	<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護 ・通所リハビリテーション ・老人保健施設 ・老人福祉施設 ・介護療養型医療施設 	・「栄養スクリーニング」様式中、「低栄養状態のリスクレベル」について、栄養補給法が、「経腸栄養法」及び「静脈栄養法」である場合について、以下のように区分を変更。 (通所・居家用) 高リスク ⇒ 中・高リスク (施設) 高リスク ⇒ 中リスク

省令の改正内容(概要)

事務手続・書類	該当するサービス	改正内容
福祉用具貸与に係るサービス担当者会議の開催	・福祉用具貸与	・福祉用具貸与に係るサービス担当者会議の開催について、少なくとも6月に1回の開催とされていたものを、運用を弾力化し、必要に応じて随時開催することとする。
各種委員会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・老人保健施設 ・老人福祉施設 ・介護療養型医療施設 	・感染対策委員会の開催について、1ヶ月に1回程度の開催とされていたものを、おおむね3ヶ月に1回以上、定期的を開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じて随時開催することとする。また、事故防止検討委員会と兼ねることができることとする。

※ 通知の改正⇒平成20年8月1日より施行
 省令の改正⇒平成20年9月1日より施行

※ 上記内容に関する厚生労働省からの通知(写し)については、県のホームページでご確認ください。

【県ホームページアドレス】

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/welfare/koureisha/kaigohoken/>

◇栃木県ホームページ>テーマから探す>高齢者>介護保険>介護サービス事業に係る効率的な事業運営及び事務負担の軽減について(厚生労働省通知の一部改正)